

本学大学院出願資格の改正について（お知らせ）

このたびの学校教育法施行規則の一部改正（平成28年4月1日施行）に伴い、本学大学院の出願資格を以下のとおり改正します。

【改正の内容】

本学大学院への出願資格に、大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として次の者を追加します。

○ 修士課程、博士前期課程、一貫制博士課程

「外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの等）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び当該年度に学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者」

○ 医学を履修する博士課程

「外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの等）において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び当該年度に学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者」

【備考】

- すでに募集要項等を公表している今年度を実施する本学大学院入試においても追加適用します。学位を授与される見込みの者については、2017年4月入学の場合は2017年3月までに授与される見込みの者、2017年10月入学の場合は2017年4月～9月に授与される見込みの者になります。
- 今回の新たな出願資格に該当される方は、募集要項に記載されている担当・問い合わせ先又は下記まで、出願前にあらかじめお問い合わせください。
- 本学大学院への出願資格の有無については、次のサイトをご確認ください。
「大学院出願資格（有無）及び出願資格審査申請について」
<http://www.tsukuba.ac.jp/admission/graduate/shikaku.html>

《お問い合わせ先》

筑波大学教育推進部教育推進課大学院入試担当

TEL. 029-853-2230, 2231

対応時間：月曜～金曜（祝日除く） 8:30-17:15